

平成29年度第1回東京都私立学校助成審議会次第

平成29年5月17日（水） 16：00～
於 第一本庁舎42階北 特別会議室A

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

ア 平成28年度私立学校助成予算の執行状況について

イ 平成29年度私立学校助成予算について

(2) 審議事項

平成29年度私立学校経常費補助金の配分方針について

3 答 申

4 閉 会

(配布資料一覧)

- 諮問文（写）
- 審議事項 参考資料 学校種別配分方法
- 報告事項 資料1 平成28年度私立学校助成予算の執行状況
- 報告事項 資料2 平成29年度私立学校助成予算一覧
- 参考資料1 東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料
- 参考資料2 東京都私立学校助成審議会委員名簿



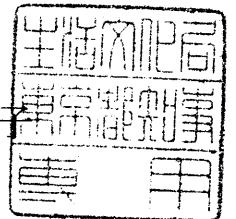
29生私振第314号

東京都私立学校助成審議会

平成29年度私立学校経常費補助金を別紙の方針により
配分することについて、東京都私立学校教育助成条例第3
条第3項の規定により、諮問する。

平成29年5月10日

東京都知事 小池 百合子



平成 29 年度 私立学校 経常費 補助金の 配分 方針

1 目的

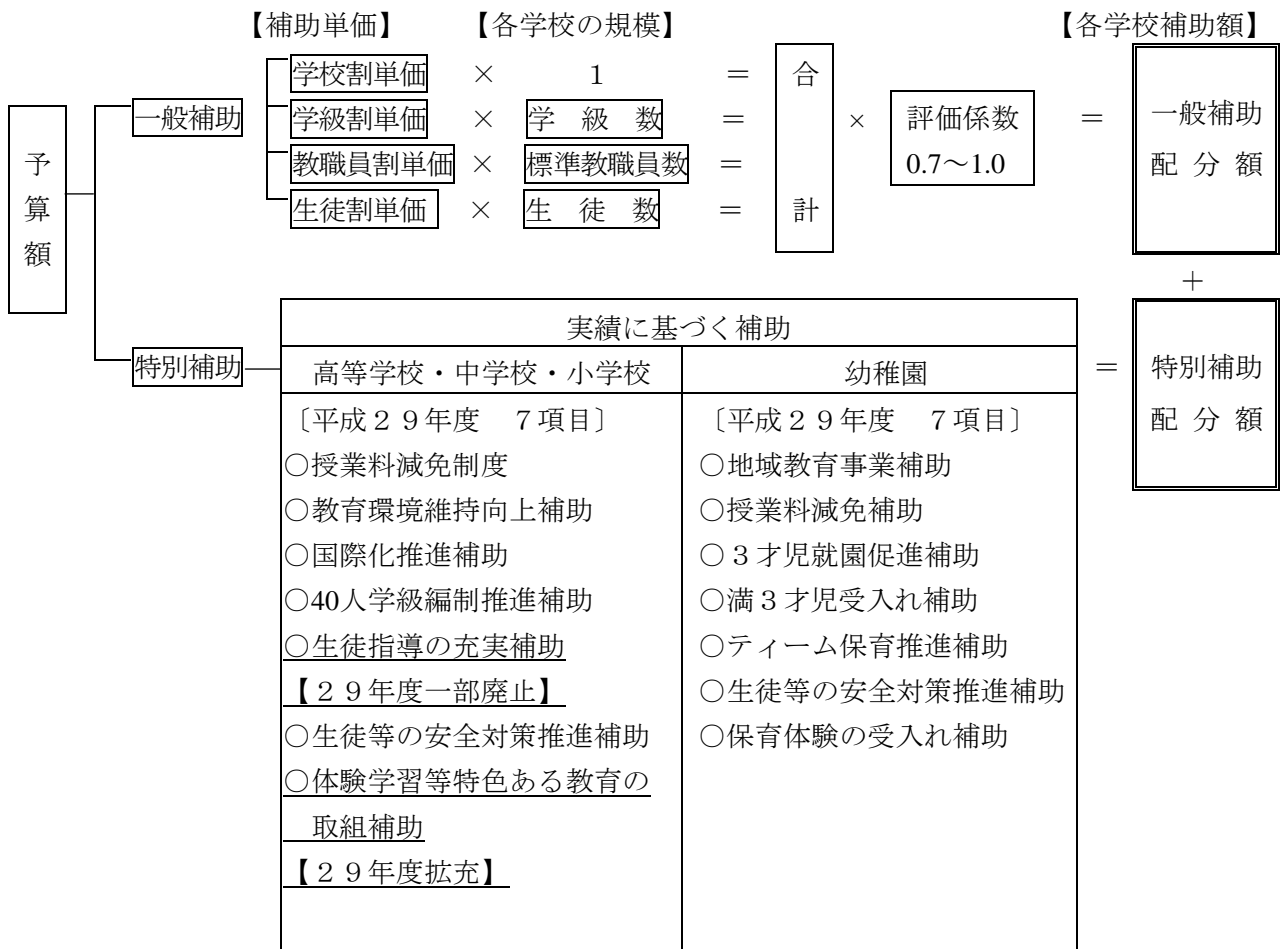
私立学校経常費補助金は、学校教育における私立学校の果たす役割に照らし、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

2 配分の考え方

経常費補助金の配分に当たっては、上記の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めていく。

- (1) 補助金の配分については、当年度の予算額を一般補助と特別補助に分けることとし、それぞれの額の算出に当たっては、特別補助の額を先に確定し、補助金予算総額から特別補助を減じた額を一般補助の額とする。
- (2) 一般補助については、学種ごとに、学校割、学級割、教職員割、生徒割の4つの区分の補助単価を設定した上で、学校ごとにそれぞれの区分に応じた規模を乗じて算出した額を合算し、さらに教育条件等により評価した学校ごとの評価係数を乗じて算出した額に基づき、各学校に配分する。
- (3) 特別補助については、学種ごとに必要な項目を設定し、その実績に基づいて各学校に補助する。

一般補助及び特別補助の配分方法は、具体的には次のとおりとする。



3 配分における平成29年度の変更点

項 目		趣 旨
特 別 補 助	1 生徒指導の充実補助(きめ細かな学習指導の推進)の廃止について 【高中小】 【廃止】	<p>生徒指導の充実補助は、私立学校において、ティームティーチングや少人数教育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図ることを促進するため、平成13年度から実施している。</p> <p>平成28年度においては、98.7%の学校が実施しており、ほぼ全ての学校できめ細かな学習指導の充実が図られている現状を踏まえ、促進する役割を終えたことから平成29年度に廃止する。</p>
	2 体験学習等特色ある教育の取組補助の拡充について 【高中小】 【拡充】	<p>「体験学習等特色ある教育の取組補助」は、生徒が様々な体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとするとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育の取組を実施する学校を支援するため、交付年度の前年度の取組に対し、平成20年度から高等学校を対象に補助を開始し、平成27年度からは、中学校及び小学校を対象に加えて実施している。</p> <p>現在、①社会奉仕体験、②職場や就業、職業体験、③交流やふれあい体験の3分類ごとに1事業のみ補助対象とし、最大3事業まで対象としているが、「3分類ごとに1事業」の要件を緩和し、各分類ごとに2事業まで、最大5事業の申請を可能とし、より多くの学校において体験学習の場が提供されるよう、取組の促進を図る。</p>

学校種別配分方法

1 私立高等学校経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の区分ごとに、私立学校の学校数、学級数、標準教職員数及び生徒数でそれぞれ除して算出する。

(ア) 学校割単価

中規模校を1.0として、小規模校を0.8、大規模校を1.2とする補正を行う。

学校割単価の規模については、以下のとおり（生徒数は定員内実員）

小規模校	中規模校	大規模校
300人未満	300人以上1,600人以下	1,600人超

(イ) 学級割単価及び生徒割単価

普通科等を1.0として、工業に関する学科を2.0、商業に関する学科を1.2、家庭に関する学科及び看護に関する学科並びに音楽科、美術科、デザイン科、体育科及び演劇科を1.5とする補正を行う。

(ウ) 教職員割単価

本務教職員数が標準教職員数を下回る場合の差分の人数については、教職員割単価の2分の1の額を適用する。

イ 基礎数値

各学校の規模を示す基礎数値は、平成29年5月1日現在の学級数、標準教職員数及び生徒数とし、以下により調整する。

(ア) 標準教職員数

本務教職員数が標準教職員数の80%を下回った学校については、標準教職員数を調整する。

(イ) 生徒数

生徒数は、学科別定員内実員とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各学校を評価し、評価係数（0.7を下限とする。）を設定する。

ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

評価係数 = (100 - 配点の合計) / 100

[評価内容]

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の授業料の合計額	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	15
	各学年の学生生徒等納付金の合計額 (授業料を除く。)	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	10
	各学年の学生生徒等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった学校に対して配点する(上記2項目について配点のない学校を除く。)	5
教育条件	本務教員1人当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
	学則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える学校に対して配点する。	10
	1学級当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
財務状況	前年度における帰属収入に対する帰属収入と消費支出の差額の割合。ただし、帰属収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい学校に対して配点する。	5
	前年度における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい学校に対して配点する。	5

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 授業料減免制度

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

授業料減免制度を有する学校が、家計状況若しくは家計状況の急変の理由により、授業料

及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜家計状況 前年度の減免額又は支給額 × 2/3＞

＜家計状況の急変 前年度の減免額又は支給額 × 4/5＞

イ 教育環境維持向上補助

私立高等学校において、広く都民の生徒を対象に、より良い教育環境の提供を奨励し、私学教育の向上を図るため、保護者が都内に在住する生徒の数に応じて、別に定める額を算定する。

ウ 国際化推進補助

私立高等学校において、国際理解教育を推進するため、外国人教職員（本務者に限る。）を採用している場合又は帰国子女等を受け入れている場合又は学校が主催する概ね3か月以上の長期留学制度を有する場合に、次の方法により算定する。

(ア) 外国人教員及び助手の採用＜補助単価 × 当年度外国人教職員数＞

(イ) 帰国子女等の受入れ ＜補助単価 × 当年度帰国子女等生徒数＞

(ウ) 外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助＜別に定める額＞

(エ) 海外留学制度整備促進補助＜別に定める額＞＜前年度の減免額又は支給額 × 1/2＞

エ 40人学級編制推進補助

私立高等学校の学級編制において、実学級における実生徒数が40人以下の場合には、40人以下の学級数に応じて、次の方法により算定する。

＜補助単価 × 40人以下の学級数＞

オ 生徒指導の充実補助

私立高等学校において、ティームティーチングや少人数教育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るための適切な教職員の配置がなされている場合又はスクールカウンセラーを配置している場合には、次の方法により算定する。

(ア) きめ細かな学習指導の推進 ＜学校規模に応じて別に定める額＞【平成29年度廃止】

(イ) スクールカウンセラーの配置 ＜別に定める額＞

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立高等学校において、生徒等の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定、教職員の安全対応能力向上の取組及び生徒等の安全対応能力向上の取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

学校内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

キ 体験学習等特色ある教育の取組補助【平成29年度拡充】

様々な体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育（ボランティア活動、職場体験、保育体験、外国人留学生との交流等）を推進している学校に、別に定める額を算定する。

(3) 補助対象経費

学校法人が当該高等学校部門の経費として支出するもののうち、次の経費とする。ただし、支出科目については、東京都学校法人会計基準の処理標準（昭和56年11月2日付56総学二第284号東京都総務局学事部長通知）によるものとする。

ア 人件費支出

教員人件費支出及び職員人件費支出

イ 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

ウ 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

エ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

(4) 使途指定

補助金交付額の15%以上を、補助対象経費の教育研究経費支出及び設備関係支出に充てるものとする。

2 私立中学校及び私立小学校経常費補助

(1) 一般補助

私立高等学校と同様とする。ただし、学校割単価の規模については以下のとおり（生徒数は定員内実員）

	小規模校	中規模校	大規模校
中学校	100人未満	100人以上900人以下	900人超
小学校	300 "	300 " 750 "	750 "

(2) 特別補助

特別補助については、授業料減免制度、国際化推進補助のうち外国人教員及び助手の採用及び帰国子女等の受入れ、40人学級編制推進補助、生徒指導の充実補助、生徒等の安全対策推進補助及び体験学習等特色ある教育の取組補助とする。

(3) 補助対象経費

私立高等学校と同様とする。

(4) 使途指定

私立高等学校と同様とする。

3 私立幼稚園経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割の区分ごとに、私立幼稚園の学校数、学級数、本務教職員数及び幼児数でそれぞれ除して算出する。

イ 基礎数値

平成29年5月1日現在の学級数、本務教職員数及び幼児数（定員内実員）とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各幼稚園を評価し、評価係数（0.7 を下限とする。）を設定する。ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

$$\text{評価係数} = (100 - \text{配点の合計}) / 100$$

〔評価内容〕

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の保育料の合計額	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	15
	各学年の幼児等納付金の合計額 (保育料を除く。)	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	10
	各学年の幼児等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった幼稚園に対して配点する（上記2項目について配点のない幼稚園を除く。）。	5
教育条件	本務教員1人当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して配点する。	5
	園則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える幼稚園に対して配点する。	10
	1学級当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して一律に配点する。	10
財務状況	前年度における帰属収入に対する帰属収入と消費支出の差額の割合。ただし、帰属収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい幼稚園に対して配点する。	5
	前年度における幼児等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい幼稚園に対して配点する。	5

エ 学校法人化志向幼稚園に係る経常費補助の取扱い

学校法人立以外の幼稚園で、計画的に学校法人化に取り組む幼稚園として知事が認定した学校法人化志向幼稚園に対する補助金は、（補助単価）×（当該幼稚園の基礎数値）の合計額の7割に相当する額とする。

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 地域教育事業補助

幼児教育に関する知識・方法を、年間を通じ無料で地域住民のために提供している場合には、別に定める額を算定する。

イ 授業料減免制度

(7) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

家計状況の急変の理由により、授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜前年度の減免額又は支給額 × 4 / 5＞

ウ 3才児就園促進補助

3才児が就園している場合には、次の方法により算定する。

＜補助単価 × 交付年度の4月1日から5月1日までに満3才になる幼児及び当該年度中に満4才になる幼児の数＞

エ 満3才児受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入実績があった場合に別に定める額を補助する。

オ ティーム保育推進補助

私立幼稚園がティーム保育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るための適切な教職員の配置がなされている場合には、幼稚園の規模に応じて、別に定める額を算定する。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園において、幼児の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(7) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定及び教職員の安全対応能力向上の取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

幼稚園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

キ 保育体験の受入れ補助

高校生及び中学生の保育体験学習を積極的に受け入れている幼稚園に、別に定める額を算定する。

(3) 補助対象経費

私立高等学校と同様とする。ただし、教育研究経費支出の中に行事費支出及び研究費支出を含める。

(4) 使途指定

私立高等学校と同様とする。

平成28年度私立学校助成予算の執行状況

(平成29年4月30日現在)

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
經常 費 補 助	1 私立高等学校 經常費補助	円 64,754,770,000	円 698,502,000	円 65,453,272,000	円 65,448,886,300	円 4,385,700	% 101.1	% 100.0
	2 私立中学校 經常費補助	25,558,328,000	△ 410,145,000	25,148,183,000	25,064,597,600	83,585,400	98.1	99.7
	3 私立小学校 經常費補助	6,831,632,000	△ 488,308,000	6,343,324,000	6,343,323,800	200	92.9	100.0
	4 私立幼稚園 經常費補助	18,268,706,000	199,951,000	18,468,657,000	18,468,656,600	400	101.1	100.0
	高・中・小・幼 計	115,413,436,000	0	115,413,436,000	115,325,464,300	87,971,700	99.9	99.9
	5 私立特別支援学 校等經常費補助	1,751,531,000	0	1,751,531,000	1,528,078,000	223,453,000	87.2	87.2
	6 私立通信制高等 学校經常費補助	129,645,000	0	129,645,000	99,948,900	29,696,100	77.1	77.1
	小 計	117,294,612,000	0	117,294,612,000	116,953,491,200	341,120,800	99.7	99.7
事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
保 護 者 負 担 軽 減	7 私立高等学校等 特別奨学金補助	円 5,035,568,000	円 470,405,000	円 5,505,973,000	円 5,505,972,248	円 752	% 109.3	% 100.0
	8 私立高等学校等 就学支援金	19,902,726,000	0	19,902,726,000	14,800,869,485	5,101,856,515	74.4	74.4
	9 私立高等学校等 就学支援金学校 事務費補助	304,780,000	0	304,780,000	288,750,000	16,030,000	94.7	94.7
	10 私立高等学校等 奨学給付金事業 費補助	933,764,000	0	933,764,000	924,539,320	9,224,680	99.0	99.0
	11 私立高等学校定 時制及び通信教 育振興奨励費補 助	2,225,000	0	2,225,000	1,914,000	311,000	86.0	86.0
	12 私立高等学校等 入学支度金貸付 利子補給	9,107,000	0	9,107,000	6,547,433	2,559,567	71.9	71.9
	13 私立幼稚園等園 児保護者負担軽 減事業費補助	5,355,063,000	△ 470,405,000	4,884,658,000	4,498,461,991	386,196,009	84.0	92.1
	14 私立学校被災生 徒等受入支援事 業費補助	115,708,000	0	115,708,000	44,877,960	70,830,040	38.8	38.8
	15 私立高等学校海 外留学推進補助	400,000,000	0	400,000,000	364,589,435	35,410,565	91.1	91.1
	16 私立専修学校修 学支援実証研究 事業費補助	53,280,000	0	53,280,000	12,073,750	41,206,250	22.7	22.7
小 計	32,112,221,000	0	32,112,221,000	26,448,595,622	5,663,625,378	82.4	82.4	

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
団 体 補 助 等	17	円 1,032,420,000	円 68,332,000	円 1,100,752,000	円 1,100,751,400	円 600	% 106.6	% 100.0
	18	199,920,000	0	199,920,000	187,768,000	12,152,000	93.9	93.9
	19	306,167,000	0	306,167,000	299,640,700	6,526,300	97.9	97.9
	20	61,936,000	0	61,936,000	58,800,000	3,136,000	94.9	94.9
	21	81,750,000	0	81,750,000	80,127,300	1,622,700	98.0	98.0
	22	46,538,000	2,993,000	49,531,000	49,530,500	500	106.4	100.0
	23	8,756,237,000	△ 2,993,000	8,753,244,000	2,618,108,833	6,135,135,167	29.9	29.9
	24	624,760,000	△ 218,397,000	406,363,000	372,735,565	33,627,435	59.7	91.7
	25	11,450,000	0	11,450,000	10,772,029	677,971	94.1	94.1
	26	300,000,000	218,397,000	518,397,000	518,396,244	756	172.8	100.0
	27	157,181,000	0	157,181,000	118,102,000	39,079,000	75.1	75.1
	28	346,780,000	115,685,000	462,465,000	462,464,577	423	133.4	100.0
	29	720,975,000	0	720,975,000	675,743,100	45,231,900	93.7	93.7
	30	884,472,000	△ 115,685,000	768,787,000	648,694,891	120,092,109	73.3	84.4
	31	1,131,386,000	64,120,000	1,195,506,000	1,195,506,000	0	105.7	100.0

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
		円	円	円	円	円	%	%
団 体 補 助 等	32	799,808,000	△ 96,687,000	703,121,000	314,851,845	388,269,155	39.4	44.8
	33	3,665,233,000	△ 103,794,000	3,561,439,000	3,470,557,006	90,881,994	94.7	97.4
	34	69,289,000	32,567,000	101,856,000	101,856,000	0	147.0	100.0
	35	53,660,000	0	53,660,000	38,300,000	15,360,000	71.4	71.4
	36	198,234,000	35,462,000	233,696,000	233,695,815	185	117.9	100.0
	37	352,600,000	0	352,600,000	329,248,000	23,352,000	93.4	93.4
	38	4,034,658,000	0	4,034,658,000	3,945,240,900	89,417,100	97.8	97.8
	39	1,600,420,000	0	1,600,420,000	1,584,235,520	16,184,480	99.0	99.0
	40	72,905,000	0	72,905,000	70,580,174	2,324,826	96.8	96.8
	41	204,000,000	0	204,000,000	19,215,268	184,784,732	9.4	9.4
	小 計		25,712,779,000	0	25,712,779,000	18,504,921,667	7,207,857,333	72.0
総 計		175,119,612,000	0	175,119,612,000	161,907,008,489	13,212,603,511	92.5	92.5

平成29年度私立学校助成予算一覧

項 目		29年度予算	28年度予算	増減額	増減率	概 要
		千円	千円	千円	%	
経 常 費 補 助	1 私立高等学校 経常費補助	65,730,788	64,754,770	976,018	1.5	私立高等学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	2 私立中学校 経常費補助	25,578,456	25,558,328	20,128	0.1	私立中学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	3 私立小学校 経常費補助	6,891,433	6,831,632	59,801	0.9	私立小学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	4 私立幼稚園 経常費補助	18,137,548	18,268,706	△ 131,158	△ 0.7	私立幼稚園を設置する学校法人等 に対し、経常費の一部を補助する。
	高・中・小・幼 計	116,338,225	115,413,436	924,789	0.8	
	5 私立特別支援学 校等経常費補助	1,738,224	1,751,531	△ 13,307	△ 0.8	私立特別支援学校等を設置する学校 法人に対し、経常費の一部を補助す る。 私立特別支援学校 378,230千円 障害児在園幼稚園 1,203,440千円 特別支援学級 156,554千円
6 私立通信制高等 学校経常費補助	123,870	129,645	△ 5,775	△ 4.5	私立通信制高等学校を設置する学校 法人に対し、経常費の一部を補助す る。	
小 計		118,200,319	117,294,612	905,707	0.8	

項 目		29年度予算	28年度予算	増減額	増減率	概 要
保 護 者 負 担 軽 減	7	千円 13,786,546	千円 5,035,568	千円 8,750,978	% 173.8	私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減するため、その一部を補助する。 ・生活保護世帯 @145,000、600人 ・住民税非課税・均等割世帯 @145,000、8,000人 ・一定額未満 @204,400、7,000人 ・一般世帯(年収590万円程度)未満 @263,800、19,000人 ・一般世帯(年収760万円程度)未満 @323,200、17,000人
	8	17,714,286	19,902,726	△ 2,188,440	△ 11.0	私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育負担を軽減するために行う制度で、学校設置者が代理受領する。
	9	304,746	304,780	△ 34	△ 0.0	就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費の一部を補助する。
	10	1,164,894	933,764	231,130	24.8	私立高等学校等に通う生徒の家庭の授業料以外の教育負担を軽減するため、その一部を補助する。
	11	1,427	2,225	△ 798	△ 35.9	私立高等学校定時制及び通信制の生徒の教科書学習書給与事業を実施する学校法人に対し、その経費の一部を補助する。
	12	7,851	9,107	△ 1,256	△ 13.8	都内の私立高等学校等へ入学する者の入学時の経費負担を軽減することを目的として、(公財)東京都私学財団が実施する入学支度金貸付事業の借入原資に対して、利子負担を軽減するための補助を行う。
	13	5,053,585	5,355,063	△ 301,478	△ 5.6	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、区市町村が行う私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ・生活保護・住民税所得割非課税世帯 @74,400、8,596人 区市町村民税所得割課税額 ・年収360万円以下 @54,000、10,252人 ・年収680万円以下 @42,000、61,531人 ・年収730万円以下 @28,800、17,040人
	14	61,609	115,708	△ 54,099	△ 46.8	・私立学校被災生徒等臨時支援金(学用品などの補助) 2,556千円 ・私立学校被災生徒等授業料等減免補助 7,236千円 ・私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助 51,817千円
	15	500,000	400,000	100,000	25.0	私立高等学校が行う留学に参加する生徒に対し、一定の基準により参加費用の一部を補助する。
16	40,906	53,280	△ 12,374	△ 23.2	国から受託する、専門学校生に対する経済的支援策について総合的に検討するための実証研修事業。	
小 計		38,635,850	32,112,221	6,523,629	20.3	

項 目		29年度予算	28年度予算	増減額	増減率	概 要
		千円	千円	千円	%	
団 体 補 助 等	17 私立幼稚園 教育振興事業費 補助	1,053,668	1,032,420	21,248	2.1	都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	18 私立幼稚園 特別支援教育事 業費補助	426,496	199,920	226,576	113.3	障害児の就園を促進するため、障害児の在園する私立幼稚園等の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	19 私立幼稚園等 特色教育等推進 補助	46,000	53,660	△ 7,660	△ 14.3	新制度に移行した園について、これまで都が行っていた特別補助の一部について、施設型給付費と別に補助する。
	20 私立専修学校 教育振興費補助	296,464	306,167	△ 9,703	△ 3.2	私立専修学校教育の振興を図るため、高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	21 私立専修学校特 別支援教育事業 費補助	117,390	61,936	55,454	89.5	障害を持つ生徒の就職促進を図るため、当該生徒への職業教育を行う高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	22 私立外国人学校 教育運営費補助	82,890	81,750	1,140	1.4	外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する児童生徒に係る学修上の経済的負担の軽減を図ることを目的として、運営費の一部を補助する。
	23 産業・理科教育施 設設備整備費補 助	39,497	46,538	△ 7,041	△ 15.1	産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助対象の施設設備の整備に要する経費のうち、学校法人が負担する経費を軽減するため補助する。 産業教育 21,952千円 理科教育 17,545千円
	24 私立学校安全対 策促進事業費補 助	7,668,763	8,756,237	△ 1,087,474	△ 12.4	私立学校における耐震補強工事等及びアスベスト建築材の除去を促進し、生徒の学習環境の安全強化を図るため、その経費の一部を補助する。 耐震工事補助 6,546,378千円 促進啓発事業 9,140千円 アスベスト対策工事補助 83,581千円 非構造部材耐震対策工事補助 423,095千円 幼稚園耐震化促進事業 167,168千円 防災力向上事業 439,401千円
25 私立学校教育振 興資金融資利子 補給	537,401	624,760	△ 87,359	△ 14.0	私立学校教育の振興・発展を図ることを目的として、(公財)東京都私学財団が行う融資事業の借入原資に対して、利子負担の軽減を図るため補助を行う。	

項 目		29年度予算	28年度予算	増減額	増減率	概 要
		千円	千円	千円	%	
団 体 補 助 等	26	6,553	11,450	△ 4,897	△ 42.8	私立高等学校の老朽校舎の改築を促進するため、(公財)東京都私学財団が行った貸付事業(平成12年度終了)の原資借入に対し、一定の利子補給を行う。 3,492千円 老朽校舎の改築のため私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合に一定の利子助成を行う。 3,061千円
	27	300,000	300,000	0	0.0	東京の低CO2型社会への転換の促進に資するため、省エネ設備機器等の導入によりCO2削減に取り組む私立学校を支援する。
	28	346,780	346,780	0	0.0	高等学校・中学校・小学校におけるタブレット端末等のICT機器及び無線LAN等の利用環境の整備を促進するため、その経費の一部を補助する。
	29	206,799	157,181	49,618	31.6	幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助する。
	30	745,192	720,975	24,217	3.4	私立高校が行う都内公立中学校卒業生に係る生徒募集に要する広報費等の一部を助成し、一層の就学促進を図る。
	31	941,589	884,472	57,117	6.5	JETプログラムを活用して、外国語指導助手を雇用した学校に対し、報酬等の経費を補助する。
	32	204,000	204,000	0	0.0	外国語(英語)科教員を海外研修に派遣する私立学校に対し、その経費の一部を補助する。
	33	3,934,391	3,665,233	269,158	7.3	新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を、都が負担する。
	34	729,670	69,289	660,381	953.1	区市町村から一時預かり事業(幼稚園型)を受託し、家庭において保育を受けることが困難となった幼児を、一時的に預かる私立幼稚園等に対して、都がその経費の一部を負担する。さらに、教育時間前後に1日4時間以上かつ週5日、年間200日以上の子供を預かり保育及び小規模保育施設との連携を実施する私立幼稚園に対し、都が上乗せして補助する。
	35	902,166	1,131,386	△ 229,220	△ 20.3	教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かり、保育ニーズの多様化に対応した運営を行う幼稚園等に対して、その運営費の一部を補助する。
36	925,576	799,808	125,768	15.7	東京都における就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、区市町村が私立の認定こども園に対して行う事業について、その経費の一部を補助する。	

項 目		29年度予算	28年度予算	増減額	増減率	概 要
団 体 補 助 等	37 認定こども園 新制度移行支援 特別補助	千円 0	千円 198,234	千円 △ 198,234	% 皆減	認定こども園の新制度移行に伴う減収分の影響を緩和し、継続して地域及び保護者の教育・保育ニーズに応えられるよう都独自に補助を行う。 【平成28年度事業終了】
	38 私立専修学校教育環境整備費補助	352,600	352,600	0	0.0	専修学校の教育設備や研究図書等の整備への補助のほか、自己点検・自己評価及び第三者評価による検証事業に対する補助を行う。 教育設備、研究用図書の整備 325,000千円 評価促進 27,600千円
	39 私立高等学校外部検定試験料補助	528,120	0	528,120	皆増	私立高等学校が生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験を行う場合、当該試験に係る経費を補助する。
	40 私立学校退職手当補助	4,066,804	4,034,658	32,146	0.8	(公財)東京都私学財団に加入している会員のうち退職資金事業に加入する会員の掛金負担額を軽減するため、掛金の一部を財団に補助する。 標準給与月額36/1000
	41 私立学校教職員共済費補助	1,639,091	1,600,420	38,671	2.4	私立学校教職員及び学校法人等の掛金負担を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業の掛金の一部を補助する。 標準給与月額8/1000
	42 私立学校教育研究費補助	72,905	72,905	0	0.0	私立学校教員の資質向上及び教育内容の充実を図るため、(公財)東京都私学財団の行う教育研究活動、研修事業に対して補助する。
小 計		26,170,805	25,712,779	458,026	1.8	
合 計		183,006,974	175,119,612	7,887,362	4.5	